公の施設の見直し方針（案）

資料２－３

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等（平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
1	総務部	政策法務課	文書館（千葉市）	S63	公文書、古文書その他の歴史的な資料の散逸及び消滅を防止し、これを後世に継承するとともにその活用を図り、もって県民の郷土に対する理解を深める。また、県の行政に関する情報を県民に提供し、もつて県民の県政に対する関心にこたえるとともに県民の利便に資する。 【業務】 ①文書等を収集し、整理し、及び保存すること。②文書等を閲覧、展示その他の利用に供すること。③県の施策、県勢等に関する行政情報を提供すること。④文書等に関する調査研究並びに資料集等の編さん及び刊行を行うこと。⑤各種の講座、講習会等を開催すること。⑥その他	直営		利用者（人）			管理運営費		管理手法等検討	当面現行維持とするが、他自治体における指定管理者制度の導入状況を調査分析し、指定管理者制度導入の可能性について具体的に検討する。	・指定管理者制度導入の可能性を検討するため、他自治体の状況を調査したところ、文書館又は類似施設を有する31都道府県のうち、3県で指定管理者制度を導入しており、いずれも県の外郭団体が指定管理者に指定されている状況であった。 ・本県における文書館の機能を踏まえつつ、更なるサービス向上と経費節減を図るための具体的な方策を検討している。			○	管理手法検討	・収集した資料の有効活用と利用者の利便性向上を図るため、インターネットによる公開情報の充実や図書館・博物館等との連携の強化を図る。 ・指定管理者制度導入の可能性について引き続き検討する。
							24	9,092			293,673									
							25	8,703			288,146									
							26	7,935			307,154									
2	総合企画部	男女共同参画課	男女共同参画センター（千葉市）	H18	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を促進するための施策を実施するとともに、仕事と生活の調和により、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に資する。 【業務】 ①相談②情報の収集及び提供③講座、研修会等の開催④活動及び交流の支援⑤会議室の提供⑥その他	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		施設内容検討	ちば県民共生センター（本館：千葉市）と東葛飾センター（分館：柏市）を、全県民が利用しやすい本館に統合し、分散している業務を集約して機能強化を図る。	・平成24年4月に分館である東葛飾センター（柏市）を本館（千葉市）に統合し、男女共同参画施策の推進拠点としての機能強化を図った。 ・併せて、名称を「ちば県民共生センター」から「男女共同参画センター」に改めた。			○	有効活用策検討	男女共同参画施策の推進拠点として、平成24年度から機能強化が図られたところであるが、必要な業務を効率よく行うことに努め、期待する施策効果が発揮されているか検討を行う。
							24	7,680	54		81,825									
							25	8,155	82		88,649									
							26	7,993	79		90,431									
3	防災危機管理部	防災政策課	西部防災センター（松戸市）	H10	県民に災害及び防災に関する知識を修得する機会を提供することにより防災思想の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄する。 【業務】 ①災害に関する展示 ②防災に関する資料の提供 ③防災に関する研修及び指導助言 ④防災用資機材の備蓄 ⑤その他	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		管理手法等検討	当面現行維持とするが、管理運営については早期に指定管理者制度に移行する。	・備蓄業務を除く業務に指定管理者制度を導入するため、平成22年度末に設置管理条例を改正したが、震災対応等により、導入が延期されたところである。 ・平成28年度からの指定管理者制度導入に向けて公募を行い、候補者の選定を行ったところである。			○	有効活用策検討	平成28年度から指定管理者制度へ移行することとなるが、引き続き施策効果の検証を行う。
							24	30,067	119		50,398									
							25	28,624	138		54,607									
							26	30,636	124		55,421									
4	健康福祉部	健康福祉指導課	救護盲老人施設　猿田荘（銚子市）	S47	生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設及び老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム。 【業務】 ①身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと。②環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な盲老人を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこと。③その他	指定管理23.4～28.3（5年）		利用者（人） ※4/1現在	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費	施設のあり方検討	当面現行維持とするが、民営の類似施設があることから、民間施設の状況の調査・分析を行い、現指定管理期間中に移譲の可能性を検討する。	・民間移譲や統廃合、指定管理者制度の継続等の様々な可能性を検討するため、全国の類似施設の運営状況の調査や民間移譲・指定管理者制度導入後の施設運営状況、移譲を見据えた際の手続き及びスケジュールの確認など、各種状況の調査を実施した。 ・これらの調査を踏まえた検討の結果、全国の8割以上が民間経営となっており、また、安定的な経営に加え、機動的かつ柔軟な運営、長期的な視野に立った質の高いサービスの提供が期待されることから、民間へ移譲することとし、移譲先法人の公募、選定を行った。 ・今後は、平成28年4月から、譲渡先により事業が円滑に実施されるよう、譲渡契約の締結や業務引き継ぎ等の手続きを進める。		○		廃止・移譲	安定的な経営に加え、機動的かつ柔軟な運営、長期的な視野に立った質の高いサービスの提供が期待されることから、平成27年度末をもって県有施設としては廃止し、民間に移譲する。
							24	94	123,739		287,147	5,871								
							25	93	107,924		287,251	4,559								
							26	91	121,785		293,034	0								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
5	健康福祉部	健康福祉指導課	松風園 （千葉市）	S38	生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設。 【業務】 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。	指定管理 26.4～29.3 (3年)		利用者（人） ※4/1現在	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費	施設のあり方検討	当面現行維持とするが、民営の類似施設があることから、民間施設の状況の調査・分析を行い、現指定管理期間中に移譲の可能性を検討する。	・民間移譲や統廃合、指定管理者制度の継続等の様々な可能性を検討するため、全国の類似施設の運営状況の調査や民間移譲・指定管理者制度導入後の施設運営状況、移譲を見据えた際の手続き及びスケジュールの確認など、各種状況の調査を実施した。 ・これらの調査を踏まえた検討の結果、全国の8割以上が民間経営となっており、また、安定的な経営に加え、機動的かつ柔軟な運営、長期的な視野に立った質の高いサービスの提供が期待されることから、民間へ移譲することとし、移譲先法人の公募、選定を行った。 ・今後は、平成28年4月から、譲渡先により事業が円滑に実施されるよう、譲渡契約の締結や業務引き継ぎ等の手続きを進める。		○		廃止・移譲	安定的な経営に加え、機動的かつ柔軟な運営、長期的な視野に立った質の高いサービスの提供が期待されることから、平成27年度末をもって県有施設としては廃止し、民間に移譲する。
							24	86	192,938		208,515	1,698								
							25	87	193,863		243,391	441								
							26	89	202,531		254,695	43,653								
6		児童家庭課	乳児院 （千葉市）	S47	児童福祉法第37条に規定する乳児院。 【業務】 ①乳児の収容 ②収容乳児の養育 ③収容乳児の健康管理 ④その他	直営		利用者（人） ※各月初日の在院者数合計	県の収入 ・使用料等		管理運営費		施設のあり方検討	社会福祉審議会の答申や、県立児童福祉施設整備検討委員会の報告に基づき、民間施設の設置状況等を踏まえて平成26年度を目途に廃止する方向で具体的な検討を進める。	・新規入所を抑制することにより、廃止に向けて縮小を図ってきたが、平成24年度途中から児童の受け皿不足が顕在化したため、平成26年度の廃止は困難となった。 ・民間乳児院を緊急的に整備するため、平成27年度に民間2施設（各定員15名）を公募し、平成28年度から施設整備、平成29年度中に開設する方向で取組を進めている。		○		廃止・移譲	廃止後の乳児の受け皿となる民間乳児院の整備等、廃止に向けた準備を進め、民間の受け入れ態勢が整う予定である平成29年度を目途に廃止する。
							24	114	569		173,191									
							25	126	184		180,995									
							26	119	1,068		159,566									
7			富浦学園 (南房総市)	S24	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設。 【業務】 ①養護を要する児童の収容②収容児童の健康管理③収容児童に対する給食④収容児童に対する生活指導⑤収容児童に対する自立支援⑥その他	直営		利用者（人） ※4/1現在			管理運営費		現行維持	虐待を受けた児童や対応が難しい保護者のいる児童を含め、民間では対応困難な児童を受け入れているため。	—				現行維持	虐待を受けた児童や対応が難しい保護者のいる児童を含め、民間では対応困難な児童を受入れているため。
							24	76			540,358									
							25	67			549,027									
							26	71			541,075									
8			生実学校 （千葉市）	M42	児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設。 【業務】 ①不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童の収容②収容児童及び保護者の下から通う児童の健康管理③入所児童に対する給食④入所児童に対する生活指導⑤入所児童に対する自立支援⑥その他	直営		利用者（人） ※4/1現在	県の収入 ・使用料等		管理運営費		現行維持	児童福祉法施行令第36条に基づく都道府県必置施設であり、施設運営の安全性・安定性・継続性や、職員の極めて高い専門性を確保することが不可欠であるため。	—				現行維持	児童福祉法施行令第36条に基づく都道府県必置施設であり、施設運営の安全性・安定性・継続性や、職員の極めて高い専門性を確保することが不可欠であるため。
							24	58	50,402		432,331									
							25	47	53,096		398,618									
							26	41	42,366		380,671									

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況						公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況			区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）	支出（千円）									
9	健康福祉部	高齢者福祉課	生涯大学校 京葉学園 （千葉市）	S54	高齢者等に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することによる生きがいの高揚に資すること及び高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進する。 【京葉学園　学部（コース）】 地域活動学部、造形学部（園芸コース、陶芸コース）、地域活動専攻課	指定管理 25.4～28.3 （3年）		利用者（人） ※4/1学生数	※5学園の合計		施設内容検討	・社会福祉審議会の答申等を踏まえ、社会環境の変化や県民ニーズに適合するよう、修業年限の短縮、定員適正化、課程・カリキュラムの見直し等を行う（新制度の生涯大学校開校は平成25年4月を予定）。 ・中長期的には、県内各域の地域事情を踏まえた上で、段階的に縮小する方向で見直しを進める。	・平成23年度にマスタープランを策定し、平成24年度にプランの実行に必要な条例改正を行った。平成25年度からはプランに基づく課程・カリキュラム・定員等の見直しを行い、新制度の生涯大学校として運営を行っている。 ・新制度の生涯大学校において、定員充足率減少や退学者増加等の課題が生じたことから、これに対応するため、平成28年度から3年間の次期指定管理者の募集に際し、地域活動学部及び地域活動専攻科のカリキュラムの見直し等を図り、公募したところである。	○	○		施設内容検討	・地域活動学部・専攻科の設置等、課程・カリキュラムの見直し等に伴う効果について検証を行い、効率的・効果的な運営を図る。 ・中長期的には、高齢者を取り巻く環境の変化や地域の状況を踏まえ、段階的に縮小する方向で見直しを進める。
							24	1,274											
							25	1,046											
							26	484											
			生涯大学校 東葛飾学園 （松戸市、流山市）		【東葛飾学園　学部（コース）】 〔東葛飾学園〕 地域活動学部、造形学部（陶芸コース） 〔浅間台教室〕 地域活動学部、造形学部（園芸コース）			利用者（人） ※4/1学生数											
							24	1,357											
							25	1,205											
							26	770											
								利用者（人） ※4/1学生数		指定管理者の収入・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費							
			生涯大学校 東総学園 （銚子市、神崎町）		【東総学園　学部（コース）】 地域活動学部、造形学部（園芸コース、陶芸コース）		24	350		52,607	285,265	10,624							
							25	321		59,569	303,190	10,264							
							26	196		36,703	267,428	10,264							
			生涯大学校 外房学園 （茂原市、勝浦市）		【外房学園　学部（コース）】 地域活動学部、造形学部（園芸コース、陶芸コース）			利用者（人） ※4/1学生数											
							24	398											
							25	337											
							26	221											
			生涯大学校 南房学園 （館山市、木更津市）		【南房学園　学部（コース）】 地域活動学部、造形学部（園芸コース、陶芸コース）			利用者（人） ※4/1学生数											
							24	296											
							25	251											
							26	137											

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
10	健康福祉部	高齢者福祉課	福祉ふれあいプラザ （我孫子市）	H18	介護に関する知識及び技術の普及を図り、介護予防運動のための施設を提供するとともに、高齢者をはじめとする県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会を提供することにより、県民の福祉の向上を図る。 【業務】 〔介護実習センター〕①高齢者の介護に関する実習会、講座、研修会等の開催②高齢者の介護に関する相談③高齢者の介護に関する情報の提供④高齢者の福祉の向上に関する研修会、会議、集会等のための施設の提供、〔介護予防トレーニングセンター〕①介護予防に資する運動のための施設の提供②介護予防に関する情報の収集及び提供③介護予防についての研修会等の開催、〔ふれあいホール〕①高齢者をはじめとする県民に対するスポーツ及び文化活動のための施設の提供②高齢者をはじめとする県民に対する集会、展示会等のための施設の提供	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料		有効活用策検討	当面現行維持とするが、近隣からの利用者が半数以上となっていることから、継続的に利用実態の詳細を把握・分析し、広域利用の拡大に向けた取組を進めるとともに、中長期的には、利用状況によっては県・市の役割分担の再構築を検討する。	・出張研修・出張講座の回数を増やし、広域利用の拡大に努めた。 ・地域別の利用状況の把握・分析を進めていいる。	○	○		施設のあり方検討	施設の利用状況を踏まえ、高齢者の介護施策における当施設の位置付けや県・市の役割分担について整理し、現指定管理期間中に施設の活用方法の見直しを含めた今後の施設のあり方について検討する。
							24	171,041		22,790	89,000									
							25	192,096		23,292	89,000									
							26	188,805		25,696	90,500									
11		障害福祉課	袖ヶ浦福祉センター（袖ケ浦市）	S41	知的障害者及び知的障害児の福祉の向上を図る。 【業務】 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設の業務②児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設の業務③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所の提供④外来患者の診療及び訓練⑤その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人） ※4/1現員数		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	現行維持	民間施設等での対応が困難な重度障害児者等の支援に特化しており、基準以上の職員配置や特別な施設整備が必要となるため。 〔留意事項〕 施設設備の老朽化が著しいことや耐震強度に問題があることから、計画的かつ効率的に改修が実施できるよう検討する。	平成25年の施設内での利用者の死亡事件を受け、第三者検証委員会において、平成26年8月にセンターのあり方等に関する答申が取りまとめられ、答申の方向性に沿って袖ヶ浦福祉センター・社会福祉事業団の見直しを進めている。	○			施設のあり方検討	第三者検証委員会の答申に沿って、集中見直し期間（平成29年度末まで）を設定し、施設運営の見直し・改善を進めるとともに、施設のあり方について検討する。
							24	165		686,695	759,561	0								
							25	169		739,385	766,374	0								
							26	161		673,944	780,485	0								
12			千葉リハビリテーションセンター （千葉市）	S55	医療法第1条の5第1項に規定する病院として、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、療養介護を提供するサービス事業所並びに身体障害の予防及び軽減等のための医療を行う施設を提供するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービスとして、障害者支援施設、生活介護を提供するサービス事業所及び短期入所を提供するサービス事業所を提供する。 【業務】 ①医療型障害児入所施設の業務②医療型児童発達支援センターの業務③障害者支援施設の業務④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護、生活介護及び短期入所に限る。）の提供⑤脳血管疾患患者等に対する身体障害の予防及び軽減等のための医療の提供⑥身体障害者福祉法第32条に規定する補装具製作施設の業務⑦その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	現行維持	特殊性・専門性の高い医療分野を担い、民間の医療機関での対応が困難な脊髄損傷、高次脳機能障害者等に対して高度で包括的なリハビリテーションを行っているため。 〔留意事項〕 施設・設備の老朽化が進んでいることから今後の施設整備のあり方について検討する。	平成23年度に実施した施設整備計画策定に係る委託調査を踏まえ、施設整備のあり方について、検討を行った。				現行維持	特殊性・専門性の高い医療分野を担い、民間の医療機関での対応が困難な脊髄損傷、高次脳機能障害者等に対して高度で包括的なリハビリテーションを行っているため。
							24	142,066		3,318,483	1,101,366	39,114								
							25	144,316		3,536,582	1,101,366	63,666								
							26	144,747		3,701,319	1,115,260	100,679								
13			障害者スポーツ・レクリエーションセンター （千葉市）	H15 (S60)	障害者のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動の普及を図ることにより、障害者の自立及び社会参加の促進に資する。 【業務】 ①障害者のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動のための施設の提供②障害者のためのスポーツ及びレクリエーションの活動の指導者の育成③障害者のスポーツ、レクリエーションの活動及び文化活動の普及に関する調査及び研究④その他 ※平成15年3月31日に雇用能力開発機構から移譲	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費	施設のあり方検討	当面現行維持とするが、雇用能力開発機構との施設の売買契約特約（転売不可等）の期限が平成27年6月に到来すること等から、現指定管理期間中に、利用実態の詳細を把握して広域利用の拡大に向けた取組を進めるとともに、近隣県有施設（青少年女性会館や総合スポーツセンター等）との機能統合の可能性の検討などを踏まえ、施設の継続について方向性を検討する。	広域利用の拡大に向けて、各種の講座について、ポスター、リーフレット、広報誌、ホームページ等を通じて県内各市町村等への広報を強化している。	○			施設のあり方検討	当面は現行維持とするが、広域利用の拡大に向け、需要把握や障害者団体への施設利用のあっせん等、具体的な取り組みを早急に進めるとともに、近隣施設（総合スポーツセンター等）との機能統合の可能性について、現指定管理期間中に具体的な検討を行い、方向性を決定する。
							24	55,835	182		18,984	2,256								
							25	55,026	148		18,984	1,531								
							26	50,874	130		20,118	2,041								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等（平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
14	健康福祉部	障害福祉課	精神保健福祉センター（千葉市）	S45	精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る。 【業務】 ①精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及②精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究③精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの④精神保健に関する相談及び指導に付随する診療	直営		利用者（人） ※診療・相談	県の収入 ・使用料等		管理運営費		現行維持	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条による都道府県の必置施設であり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として保健所及び市町村に対して指導・援助を行う施設であるため。	—				現行維持	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条による都道府県の必置施設であり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として保健所及び市町村に対して指導・援助を行う施設であるため。
							24	2,305	31,594		77,691									
							25	2,244	30,994		73,304									
							26	2,345	29,777		82,450									
15		医療整備課	保健医療大学（千葉市）	H21	保健医療に関する専門的かつ優れた知識及び技術を教授研究するため、学校教育法第83条に規定する大学として設置。 【学部等】 健康科学部 ①看護学科 ②栄養学科 ③歯科衛生学科 ④リハビリテーション学科（理学療法学専攻、作業療法学専攻）	直営		利用者（人） ※4/1学生数	県の収入 ・使用料等		管理運営費		施設内容検討	平成23年度実施のキャンパス統合や地方独立行政法人化についての調査の結果を踏まえ、施設整備や運営形態の方向性について検討する。	文科省による大学整備計画履行状況調査において毎年、留意事項として付されている「医療系大学にふさわしい施設・設備の改善」を踏まえ短期・中期・長期に区別した整備計画を作成し、今後、庁内の合意形成を図っていく予定である。				現行維持	・高度、専門的な知識、技術を有するリーダー的医療人材の育成、確保という政策課題に、引き続き対応する必要があるため。 ・なお、運営形態については、地方独立行政法人化への移行を引き続き検討する。 ・学科構成（定員）等の大学機能のあり方については、今後の社会ニーズ等を踏まえ検討する。
							24	729	481,362		1,429,593									
							25	743	492,721		1,351,978									
							26	739	471,191		1,423,729									
16			鶴舞看護専門学校（市原市）	H7	看護師の県内における充足を図るため、保健師助産師看護師法第21条第3項に規定する看護師養成所及び学校教育法第12条に規定する専修学校として設置。 【鶴舞看護専門学校　学科】 ①看護学科	直営		利用者（人） ※4/1学生数	県の収入 ・使用料等		管理運営費		現行維持	看護師不足に対する政策的必要性があるため。	—				現行維持	県内の看護師不足に対応し、県として積極的に人材確保に努める必要があるため。
							24	119	19,343		188,676									
							25	116	19,358		186,471									
							26	117	19,026		205,178									
17			野田看護専門学校（野田市）	H8	【野田看護専門学校　学科】 ①第一看護学科 ②第二看護学科（准看護師が入学対象）	直営		利用者（人） ※4/1学生数	県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	194	32,388		340,102									
							25	201	31,593		314,178									
							26	196	29,855		348,896									
18	環境生活部	水質保全課	手賀沼親水広場（我孫子市）	H3	県民が水に親しむ機会を提供することにより、県民の水質保全に関する意識の高揚を図り、もつて手賀沼その他の湖沼、河川等の水質の保全に資する。 【業務】 ①水に親しめる施設の提供②水質の保全に関する資料等の展示及び提供③水質の保全に関する講習会等の開催④水質の保全に関する調査及び研究⑤その他	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費	施設のあり方検討	我孫子市のシンボルである手賀沼のほとりに立地すること、近辺の市施設等との連携による施設の有効活用等、市の管理運営によるメリットが期待できることから、次期指定管理期間終了時を目途に、市への移譲に向けた協議を進める。	H27.2議会で設置管理条例を廃止する条例を可決。27年7月1日付けで、我孫子市に無償譲渡。					
							24	125,616	350		66,400	2,172								
							25	128,382	312		66,600	6,988								
							26	132,123	238		68,298	0								
		自然保護課	いすみ環境と文化のさとセンター（いすみ市）	H7	県民が身近に接することができる自然及びこれを育んできた文化とふれあう機会を提供することにより、県民のこれらの自然と文化に対する理解を深め、もつて自然環境の保全に関する思想の普及に資する。 【業務】 ①博物展示施設、生態園、昆虫広場その他施設の提供②小動物及び植物に関する資料の展示③自然観察会その他の自然と文化に親しむ行事の実施④その他	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費	施設のあり方検討	当面現行維持とするが、地域のまちづくりや活性化などの施策との連携が求められることや底地が市有地であることなどから、市への移譲の可能性について検討を行う。	移譲の可能性について市と意見交換を行った。		○		施設のあり方検討	・ネイチャーセンター（拠点施設）を置くセンター地区をはじめ、市内には7つのスポット地区が存在することから、市の施策との連携や観光資源としての活用等により、効果的かつ効率的な運営を図る。 ・底地が市有地であることなどから、市への移譲の可能性について引き続き検討を行う。
							24	10,632			16,950	1,145								
							25	10,785			16,950	2,163								
							26	9,569			17,537	1,674								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
19	環境生活部	自然保護課	大房岬自然公園施設（南房総市）	S55	自然公園の利用の機会を県民に提供し、もって県民の保健、休養及び教化に資する。 【業務】 ①広場、園地、運動場、博物展示施設その他施設の提供②野外レクリエーション活動に関する指導助言③その他 【大房岬自然公園施設　概要】 ビジターセンター、インフォメーションセンター、キャンプ場、園地、展望塔	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	施設内容検討	当面現行維持とするが、白子自然公園施設のテニスコート及び野球場について、施設の大規模修繕が必要になる場合は、当該施設の利用実態、所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況等を踏まえて、県有施設として維持する必要性を検討する。この際、合わせて当該施設を町や民間に委ねる可能性について検討する。	大規模修繕が必要なケースはなかった。	○	○		施設内容検討	自然公園施設については、その設置目的や利用状況、近隣類似施設の設置状況、地域における役割、今後修繕等で必要となる経費等も含め総合的に検証した上で、県施設としての存続の妥当性を整理し、移譲・廃止を含め、各施設のあり方について検討を行う。
							24	174,180		1,875	15,532	1,696								
							25	165,510		1,937	15,532	4,312								
							26	161,637		2,162	15,976	6,307								
20			勝浦海中公園施設（勝浦市）	S54	【勝浦海中公園公園施設　概要】 ビジターセンター、園路	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	100,009			8,270	275								
							25	127,725			8,270	0								
							26	134,484			8,506	0								
21			白子自然公園施設（白子町）	S54	【白子自然公園施設　概要】 野球場、テニスコート、園地	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	2,208		1,045	5,600	8,503								
							25	2,140		979	5,600	777								
							26	2,058			5,760	5,609								
22			片貝自然公園施設（九十九里町）	S60	【片貝自然公園施設　概要】 ビジターセンター、園地	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	240,678			7,641	0								
							25	259,605			7,641	220								
							26	235,110			7,859	0								
23			上永井自然公園施設（旭市）	H13	【上永井自然公園施設　概要】 展望館	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	30,569			6,590	299								
							25	30,797			6,590	1,088								
							26	32,524			6,778	375								
24			行徳野鳥観察舎（市川市）	S55	県民が自然に親しみつつ、野鳥の生態に触れる機会を県民に提供し、もって県民の教養及びレクリエーションに資する。 【業務】 ①野鳥を観察するための施設の提供 ②野鳥に関する資料の提供 ③その他	直営		利用者（人）			指定管理料		施設のあり方検討	移譲に向けて市と協議を進め、次期指定管理期間中に方向性を決定する。	・施設の利用実態等を踏まえ、移譲に向けて市と協議を行ってきたが不調に終わった。 ・建物は老朽化しており、存続する場合は大規模修繕が必要な状況である。	○			施設のあり方検討	施設に隣接する行徳湿地は、今後も県が管理を継続していくが、野鳥観察舎については、広域的な利用の観点や老朽化等の問題から、県施設として維持する必要性が低いため、廃止する方向で検討を行う。
							24	11,407			21,995									
							25	9,897			21,995									
							26	12,885			22,623									

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
25	環境生活部	自然保護課	千葉県射撃場（市原市）	H25	射撃に関する技能の向上に資する施設を提供することにより、猟銃等の適正な使用を確保し、及び鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費				平成25年4月1日に千葉県射撃場設置管理条例施行			○	管理手法検討	射撃場の全施設再開後、より効率的・効果的な管理運営や利用促進を図るため、指定管理者制度を導入する。
							24	―	―		―									
							25	2,053	1,937		11,125									
							26	2,474	3,010		14,817									
26		生活安全課	消費者センター（船橋市）	H2	消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資する。 【業務】 ①消費生活に関する相談及び苦情の処理②消費生活に関する商品の試験及び検査③消費生活に関する講座、講習会等の開催及び資料等の展示④消費生活に関する情報の収集及び提供⑤その他	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		有効活用策検討	消費者安全法第10条における都道府県の必置施設であり、消費者センターで行う相談等の業務は業者指導などの規制権限に連動しているため、当面現行維持とするが、施設を十分有効活用できていない状態にあることから、資産マネジメントの観点を踏まえ、施設の一部転用を含む有効活用策を検討する。	・施設の有効活用を図るため、平成25年8月から、一部を他所属の執務室として活用しているが、未だ、未利用部分や利用頻度の低い部分が残されている。 ・平成26年度から新たに県有施設全体について、計画的な整備に向けた検討を始めていることから、消費者センターについても全体の方針を策定する中で、施設全体の有効活用策を検討していく。			○	有効活用策検討	施設を十分活用できていない状態にあるため、資産マネジメントの観点から、有効活用策について具体的な検討を行う。
							24	1,579	63		143,502									
							25	1,159	178		127,649									
							26	1,085	252		132,174									
27		県民生活・文化課	青少年女性会館（千葉市）	S56	青少年及び女性に対し文化活動の場を提供することにより、青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図る。 【業務】 ①青少年又は女性が団体又はグループで行う活動のための施設の提供②青少年育成者が行う研修、会議等のための施設の提供③青少年の健全育成及び女性の社会活動に資する情報及び資料の提供④その他	指定管理 27.4～29.3 (2年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	有効活用策検討	青少年の自立性及び連帯性の伸長並びに女性の社会活動の促進を図るための拠点施設であることから当面現行維持とするが、施設の利用実態に鑑み、次期指定管理期間中には有効な活用方法を検討することとし、これを踏まえて必要な施設改修及び耐震改修を実施する。	平成24年度に関係機関によるワーキンググループを設置し、会館の有効活用方策について検討を行ってきた。	○		○	施設のあり方検討	青少年女性施策を推進していく上で、会議室やホール等の貸室業務を県が維持する必要性は低いことから、施設の利用方法を見直すこととし、公の施設としては廃止する方向で検討を行う。
							24	77,824		12,773	29,800	970								
							25	70,045		11,658	29,800	1,490								
							26	70,882		12,391	30,652	1,204								
28			千葉県文化会館（千葉市）	S42	県民の福祉の向上と文化の発展に資する。 【業務】 ①文化活動のための施設の提供②集会のための会場の提供③県民の文化芸術の振興を図るための事業の企画及び実施④その他 【千葉県文化会館　概要】 大ホール1,790席、小ホール252席	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	有効活用策検討	当面現行維持とするが、東総文化会館、南総文化ホールについては、地元市のまちづくりや活性化施策との連携などにより、施設利用率の向上を図る。	東総文化会館では地元の教育機関と連携したイベントの開催、南総文化ホールでは市民参加型のイベントの開催など、地域と連携し利用率の向上に努めている。	○		○	施設内容検討	・地域との連携事業やニーズを踏まえた活性化策を検討し、利用率や利用者数の向上を図る。 ・全館において設備等が老朽化していることから、県の厳しい財政状況を踏まえ、維持補修等の優先順位をつけるなどの検討を行う。 ・また、運営状況や利用状況（利用率・利用者数）等を踏まえ、4つの文化会館のあり方について検討を行う。
							24	400,324		85,360	177,000	711								
							25	455,238		82,097	177,000	1,950								
							26	477,653		83,124	182,058	4,730								
29			東総文化会館（旭市）	H3	【東総文化会館　概要】 大ホール900席、小ホール302席	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	93,210		24,555	133,500	24,969								
							25	92,973		23,759	133,500	17,324								
							26	99,852		23,750	137,315	1,803								
30			南総文化ホール（館山市）	H9	【南総文化ホール　概要】 大ホール1,200席、小ホール300席	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	139,866		23,642	138,660	2,152								
							25	150,329		23,392	139,460	0								
							26	136,868		21,923	143,239	16,156								
31			青葉の森公園芸術文化ホール（千葉市）	H4	【青葉の森公園芸術文化ホール　概要】 大ホール877席	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	146,590		27,124	120,448	2,497								
							25	141,538		30,156	119,649	9,019								
							26	125,565		25,991	121,656	680								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
32	商工労働部	経済政策課	日本コンベンションセンター国際展示場（千葉市）	H元	技術、情報、文化等の国際交流を促進する国際見本市その他の催しの場を提供することにより、本県の産業の振興及び文化の発展を図るとともに、本県の国際化に資する。 【業務】 ①国際見本市、展示会その他の催しのための施設の提供②会議、研修等のための施設の提供③その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料		有効活用策検討	県の産業振興等を図る上で必要な施設であり、現行維持とするが、首都圏やアジアの競合施設との競争等により利用率が減少していることから、戦略的な誘致による利用率向上を図る。 〔留意事項〕 施設設備の更新の時期を迎えていることから、緊急性等を勘案しつつ、計画的な改修・更新を図る。	・施設の利用促進を図るため、新規展示会等の誘致や継続利用顧客の確保をはじめ、最近利用が増えている音楽・娯楽・コンテンツ産業等の分野や企業イベントの誘致強化に努め、稼働率の向上を図っている。その結果、平成26年度は開業以来2番目に多い利用ホール数となった。 ・施設については、毎年一定規模の修繕を実施するとともに、今後、必要な改修内容を見極めた上で計画的に改修を実施していく。			○	有効活用策検討	・幕張メッセでの東京オリンピック競技実施を好機ととらえ、オリンピック実施施設としての知名度を生かして、展示会や、近年、利用が増えている分野の更なる拡大に努めるなど、戦略的な誘致活動を行い、施設の稼働率向上を図る。 ・施設の老朽化や東京オリンピック競技の開催に的確に対応するため、計画的に改修等を進めていく。
							24	4,884,947	3,481,061		1,491,000									
							25	5,189,958	3,715,313		1,491,000									
							26	4,787,436	4,173,044		1,553,600									
33		産業振興課	東葛テクノプラザ（柏市）	H10	県内企業の研究開発等を支援するとともに、研究開発等を行う者の創業を支援することにより、新たな事業分野の開拓を図り、もって本県の産業の振興に資する。 【業務】 ①主として研究開発等を行うために企業が使用する部屋の提供②研修、会議、展示会等のための施設の提供③研究開発等のための技術指導及び機器の貸付け④研究開発等に資する情報の提供⑤その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人） ※年度末の入居室数（全51室）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費	有効活用策検討	当面現行維持とするが、入居率に変動があるため、安定的な入居が図れるよう、入居方法や、支援方法について検討を行う。 〔留意事項〕 施設設備や試験研究機器については、修繕や更新の時期を迎えるため計画的な改修・更新について検討する。	・入居を更新した場合の延長期間を最大3年から5年にする等、安定して入居できる方策を講じるとともに、インキュベーションマネージャーを2名体制（1名増員）とする等、支援方法を強化しており、高い入居率を維持している。 ・施設設備等については、利用状況や必要性、緊急性を勘案し、更新等を行う。			○	有効活用策検討	今後も安定的な入居が図れるよう、積極的な誘致活動を行っていくとともに、技術支援と機器の貸付については、産業支援技術研究所との役割分担を踏まえ、効果的・効率的な運営に努める。
							24	47	76,240		233,256	0								
							25	44	88,999		233,256	0								
							26	48	90,472		239,921	4,671								
34		産業振興課	かずさインキュベーションセンター（木更津市）	H11	民間の研究所を中心に先端的な産業技術の国際的水準の研究開発拠点として整備されるかずさアカデミアパークにおいて、先端的な産業技術の研究開発を行う企業に対して研究開発のための施設を提供することにより、研究開発を行う企業がかずさアカデミアパークにおける民間の研究所等による研究成果を活用して研究開発を展開することを促進するとともに、研究開発を行う企業のかずさアカデミアパークをはじめとする県内への立地を促進し、もって本県の産業の振興に資する。 【業務】 ①主として研究開発を行うために企業が使用する部屋の提供②その他	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人） ※年度末の入居室数（全11室）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費	有効活用策検討	当面現行維持とするが、利用率の向上に向け、入居条件の見直しや入居者支援のあり方を検討する。	関係団体の資格認定や研修を受講したインキュベーションマネージャーを配置するとともに、産業施策の動向や公的支援制度の募集等の関係情報の提供等により、入居企業に対する継続的な支援・育成に努めており、高い入居率を維持している。			○	有効活用策検討	・かずさDNA研究所との共同研究や同所からの産業支援を受けられる施設としての周知を行うことなどにより、利用率の向上を図る。 ・同施設を効果的に活用して、研究開発を行う企業のかずさアカデミアパークをはじめとする県内への一層の立地促進を図る。
							24	10	20,836		27,258	2,240								
							25	11	21,889		27,258	2,061								
							26	11	24,139		27,200	3,434								
35		企業立地課	かずさアカデミアホール（木更津市）	H9	地域における産業、学術、文化等の多様な交流の拠点として、その交流の場を提供することにより、本県の産業の高度化及び文化の振興を図る。 【業務】 ①会議、研修会、集会、展示会等のための施設の提供②文化活動のための施設の提供③その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料		有効活用策検討	当面現行維持とするが、利用実績が伸び悩んでいることから、隣接するホテルと一体となった施設特性やアクアライン料金引き下げ効果を活かし、より広域的な利用促進を図る。 〔留意事項〕 施設設備の更新の時期を迎えていることから、緊急性等を勘案しつつ、計画的な改修・更新を図る。	・隣接するホテルと一体となった施設特性を活かした会議及び研修の誘致に取り組み、利用件数はほぼ横ばいであるものの利用料金収入は4年連続で増収となっている。 ・また、施設修繕においては、緊急性を勘案しつつ改修・更新を図っており、平成25年度には中央監視装置の改修を完了し、平成27年度中に防災システムの更新を完了予定である。			○	有効活用策検討	平成24年3月に策定した「かずさアカデミアパークの新たな展開」において、かずさアカデミアパークにとどまらず、より広域的機能を担う施設として活用することとされていることを踏まえ、今後もアクアライン料金引き下げ効果を活用した広域的な利用促進を図る。
							24	90,223		65,140	406,000									
							25	90,424		70,738	406,000									
							26	85,065		75,733	417,600									

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
36	商工労働部	産業人材課	市原高等技術専門校（市原市）	S34	職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校として、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように職業訓練を行う。 【市原高等技術専門校　訓練科】 ①金属加工系プラント保全科、②塗装科 ③第二種自動車系自動車整備科 ④電力系電気工事科、⑤ビルメンテナンス科	直営		入校者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		施設内容検討	民間企業の雇用動向、訓練ニーズ、施設の老朽化に伴う大規模修繕の必要性や指導員の高齢化等の課題があることから、産業人材育成中期計画検討委員会における検討を踏まえた上で、施設集約化も選択肢に含めた今後の対応を検討する。	・平成24年3月に策定した「千葉県産業人材育成中期計画」では、施設の老朽化や指導員の高齢化等の諸問題を解消し、ものづくり企業を支える中核人材の育成の役割を果たすためには、統合により大規模校化し、体制の強化を図る必要があるとされた。 ・これを受け、新訓練科目等のあり方の検討を進めている。	○			施設内容検討	**民間企業の雇用動向、訓練ニーズを踏まえた訓練科目や設備機器の見直しを引き続き進め、それに応じた必要な施設の規模・人員配置等の検討を進める。その上で、施設集約化も選択肢に含めた施設の適正配置を図る。**
							24	103	7,931		268,395									
							25	92	6,998		340,291									
							26	84	7,862		280,199									
37			船橋高等技術専門校（船橋市）	S37	【船橋高等技術専門校　訓練科】 ①機械系メカニカルエンジニア科 ②金属加工科 ③設備施工系冷凍空調設備科 ④第二種情報処理系システム設計科	直営		入校者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	75	8,828		318,235									
							25	73	9,119		431,589									
							26	68	8,927		449,059									
38			我孫子高等技術専門校（我孫子市）	S40	【我孫子高等技術専門校　訓練科】 ①機械系NC機械加工科 ②園芸サービス系造園科 ③造園科 ④事務実務科	直営		入校者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	81	3,250		289,737									
							25	68	3,025		297,352									
							26	67	2,421		306,317									
39			旭高等技術専門校（旭市）	S39	【旭高等技術専門校　訓練科】 ①機械系NC機械加工科 ②第二種自動車系自動車整備科	直営		入校者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	27	4,116		166,295									
							25	26	4,325		145,439									
							26	25	4,618		135,433									
40			東金高等技術専門校（東金市）	S42	【東金高等技術専門校　訓練科】 ①デザイン系ディスプレイ科 ②建築科 ③左官技術科	直営		入校者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	62	1,888		253,686									
							25	64	2,279		315,105									
							26	57	2,693		273,138									
41			障害者高等技術専門校（千葉市）	S57	職業能力開発促進法第15条の7第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校として、一般の職業能力開発校等で職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行う。 【訓練科】 ①情報技術科、②情報事務科、③基礎実務科	直営		入校者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	71	235		277,517									
							25	62	247		211,528									
							26	45	235		271,415									
42	農林水産部	畜産課	乳牛育成牧場（市原市）	S47	県民の乳牛を受託して優良な乳牛の育成繁殖を図り、酪農の発展に資する。 【業務】 ①乳牛の受託育成及び種付け ②牧場経営に関する研修 ③その他	直営		乳牧頭数（頭）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		現行維持	本県の乳牛の改良増殖に資する拠点施設であり、併せて本施設を管理運営する市原乳牛研究所の試験研究に資する施設でもあるため。	酪農振興に寄与するため、生産者団体等と意見交換、情報収集等を行っている。				現行維持	**本県の乳牛の改良増殖に資する拠点施設であり、併せて本施設を管理運営する市原乳牛研究所の試験研究に資する施設でもあるため。**
							24	321	59,171		7,814									
							25	308	58,504		7,320									
							26	267	57,684		6,974									
43			酪農のさと（南房総市）	H7	県民が酪農に親しみ、その歴史について学ぶ機会を提供することにより、県民の酪農その他の畜産に対する理解を深め、もって畜産の振興に資する。 【業務】 ①博物展示施設、園地その他の施設の提供②酪農及びその歴史に関する資料の収集、保存及び調査研究③体験学習会その他の酪農に親しむ行事の実施④その他	指定管理 26.4～29.3 (3年)		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費	施設のあり方検討	地元市や畜産・観光関係者の意向を踏まえ、今後のあり方について検討する。 （平成22年12月議会での附帯決議あり）	・関係機関でワーキンググループを設置し、酪農振興及び地域の活性化を目指した施設の活用方策について検討している。 ・外部有識者をメンバーとする活用検討会議を設置し、今後のあり方、活用方法等について検討している。			○	施設のあり方検討	**地元市や畜産・観光関係者の意向を踏まえ、今後のあり方について検討を行うとともに、施設の活性化に向けた具体的取組を進める。**
							24	49,473			32,742	1,984								
							25	47,235			34,293	0								
							26	49,498			32,800	0								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
44	農林水産部	担い手支援課	農業大学校 （東金市、千葉市）	S54	農業に関する実践的な教育を行うことにより、優れた農業の担い手及び指導者の育成を図り、もって農業の発展に寄与する。 【課程、学科等】 ①農業専門課程：〔農学科〕農業に関する実践的な知識及び技術並びに経営管理能力を有する農業の担い手を育成する。〔研究科〕農業に関する実践的かつ専門的な知識及び技術並びに高度な経営管理能力を有する農業の担い手及び指導者を育成する。 ②研修課程：新たに就農しようとする者及び農業者が農業技術、農業経営、農村生活、農業用機械及び農業用施設に関する有益かつ実用的な知識及び技術を習得するための研修を行う。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		現行維持	農業改良助長法に規定された県内唯一の農業者研修教育施設であるため。（機能拡充を図るため、平成24年度から専修学校化）	平成24年4月より学校教育法第124条に規定する専修学校化を図った。				現行維持	農業改良助長法に規定された県内唯一の農業者研修教育施設であるため。
							24	1,168	29,409		522,408									
							25	1,128	28,794		560,641									
							26	1,208	28,922		578,840									
45		森林課	内浦山県民の森（鴨川市）	S45	県民が自然に親しみつつ、自然のもたらす恩恵を享受する機会を県民に提供することにより、県民の健康の増進及び青少年の健全な育成を図る。 【業務】 ①森林、園地、展示施設、宿泊施設その他施設の提供②野外活動に関する指導助言③その他 【内浦山県民の森　施設概要】 総合センター宿泊棟、ログキャビン、研修棟、キャンプ場、オートキャンプ場、体育館、野外ステージ、グランド、遊歩道、資料展示ホール、茶室	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	施設内容検討	・当面現行維持とするが、県民の森施設内の宿泊関連施設（ロッジ等）やテニスコート等について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて市町や民間に委ねる可能性についても検討を行う。 ・船橋県民の森は底地が民有地（県が市に補助金を支払って市が賃借）であり、また、大多喜県民の森は底地が町有地であることから、市町への移譲の可能性について検討を行う。	・大規模修繕が必要なケースはなかった。 ・船橋県民の森及び大多喜県民の森について、市町に移譲の打診を行っている。	○	○		施設内容検討	・船橋県民の森は、底地が民有地であり、また、大多喜県民の森は底地が町有地であることから、市町への移譲の可能性について引き続き検討を行う。 ・県民の森施設内の宿泊関連施設（ロッジ等）やテニスコート等について、利用実態、大規模修繕の予定及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。
							24	148,699		47,846	45,400	9,650								
							25	160,038		52,619	44,900	5,932								
							26	161,346		55,319	40,900	3,283								
46			清和県民の森（君津市）	S49	【清和県民の森　施設概要】 キャンプ場、オートキャンプ場、ロッジ、デイキャンプ場（野外卓）、テニスコート、サイクリングコース、木のふるさと館、遊歩道	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	379,799		9,999	43,900	7,169								
							25	365,491		10,111	42,700	8,344								
							26	369,011			41,900	7,071								
47			館山野鳥の森（館山市）	S49	【館山野鳥の森　施設概要】 ふれあい野鳥館、みどりの広場、大型ネット禽舎、展望台、探鳥道	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	73,123			22,100	2,426								
							25	76,835			22,000	666								
							26	76,073			20,200	1,050								
48			船橋県民の森（船橋市）	S53	【船橋県民の森　施設概要】 遊歩道、集いの広場（野外炉）、フィールドアスレチック、運動広場（ゲートボール、サッカーコート）	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	205,881		330	14,800	441								
							25	208,601		550	14,800	0								
							26	199,154		571	14,450	36								
49			東庄県民の森（東庄町）	S54	【東庄県民の森　施設概要】 ふるさと館、水鳥観察舎、芝生広場、テニスコート、遊歩道、弓道場、フィールドアスレッチック、展望台	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	71,430		762	20,000	2,258								
							25	69,827		848	20,000	1,497								
							26	66,363			19,200	4,050								
50			大多喜県民の森（大多喜町）	S60	【大多喜県民の森　施設概要】 タケの情報館、竹工芸センター、芝生広場、研修館、竹笹園、遊歩道、フィールドアスレチック、キャンプ場、ログキャビン、野鳥観察舎	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	72,764		1,830	28,424	2,321								
							25	73,898		1,879	28,424	1,155								
							26	74,089		1,854	29,500	368								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況						公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況			区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）								
51	県土整備部	港湾課	千葉ポートパーク（千葉市）	S61	港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設（緑地）。 【千葉ポートパーク　概要】 施設面積：26.7ha 施設概要：野外ステージ、広場、ビーチプラザ、庭球場、休憩所、駐車場、トイレ	指定管理 24.4～29.3 （5年）		利用者（人）		指定管理者の収入・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	施設内容検討	当面現行維持とするが、公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて当該施設を市や民間に委ねる可能性についても検討を行う。	【港湾緑地共通：個別に掲げるものを除く】 大規模修繕が必要なケースはなかった。 【千葉ポートパーク】 千葉ポートパークを含む千葉港中央地区及び幕張～稲毛については、地元市が海辺の活性化施策のため活用を検討していることから、管理の手法について、協議・検討が必要となる。	○			施設内容検討	【港湾緑地共通：個別に掲げる事項を除く】 ・利用者の増加や経費節減を図るための取組を進める。 ・公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合には、規模の見直しや廃止を視野に入れ、当該施設のあり方を検討する。 【千葉ポートパーク】 市が管理する手法について検討し、市との協議を進める。
							24	11,338		1,093	30,000	4,684							
							25	12,878		1,228	30,000	14,009							
							26	11,927		1,205	30,857	20,800							
52			船橋港親水公園（船橋市）	H12	【船橋親水公園　概要】 施設面積：1.4ha 主な施設：遊歩道、展望デッキ、展望テラス、海上デッキ、シンボルブリッジ、休憩所、駐車場、トイレ	指定管理 24.4～29.3 （5年）					指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	－			3,700	939							
							25	－			3,700	300							
							26	－			3,806	204							
53			新港公園（木更津市）	S55	【新港公園　概要】 施設面積：3.0ha 主な施設：管理事務所、野球場、庭球場、芝生園地、遊歩道、トイレ、駐車場	指定管理 24.4～29.3 （5年）		利用者（人）			指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	4,578		371	3,580	0							
							25	4,317		352	3,580	2,210							
							26	3,958		384	3,682	0							
54			潮浜公園（木更津市）	S61	【潮浜公園　概要】 施設面積：6.9ha 主な施設：休憩所兼管理事務所、庭球場、広場、遊具施設、トイレ、魚釣り場、駐車場	指定管理 24.4～29.3 （5年）		利用者（人）			指定管理料									
							24	18,475		5,192	3,482								
							25	19,260		5,288	3,482								
							26	19,363		5,357	3,581								
55			富津みなと公園（富津市）	H7	【富津みなと公園　概要】 施設面積：16.2ha 主な施設：休憩所兼管理事務所、トイレ、シャワー施設、駐車場、広場、遊具施設、展望台	指定管理 24.4～29.3 （5年）					指定管理料									
							24	―			9,925								
							25	―			9,925								
							26	―			10,209								
56			上総湊港海浜公園（富津市）	S63	【上総湊港海浜公園　概要】 対象面積：3.6ha 主な施設：遊歩道、広場、更衣室、シャワー施設、トイレ、駐車場、遊具施設	指定管理 24.4～29.3 （5年）					指定管理料									
							24	―			5,435								
							25	―			5,435								
							26	―			5,591								
57			興津港海浜公園（勝浦市）	H6	【興津港海浜公園　概要】 施設面積：1.3ha 主な施設：管理棟、園路、広場、駐車場	指定管理 24.4～29.3 （5年）					指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	―			3,058	459							
							25	―			3,058	0							
							26	―			3,145	266							
58			袖ケ浦海浜公園（袖ケ浦市）	H9	【袖ケ浦海浜公園　概要】 施設面積：8.97ha 主な施設：広場、風力発電施設、展望塔、休憩所、駐車場、トイレ	指定管理 24.4～29.3 （5年）		―			指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	―			12,285	3,360							
							25	―			12,285	753							
							26	―			12,636	2,350							
59			名洗港海浜公園（銚子市）	H11	【概要】 施設面積：2.0ha 主な施設：駐車場、休憩所等、親水護岸、遊歩道、芝地、植栽地	指定管理 24.4～29.3 （5年）					指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	―			3,140	0							
							25	―			3,140	99							
							26	―			3,230	0							
60			船橋ボートパーク（船橋市）	H20	港湾法第2条第5項第3号に規定する係留施設。 【概要】 施設面積：陸域0.6ha、水域1.1ha 主な施設：係留施設、駐車場、トイレ	指定管理 23.4～28.3 （5年）		係留許可件数	県の収入・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費			【船橋ボートパーク】 施設を活用して不法係留対策に取り組んでいる。				現行維持	・不法係留対策として設けられた施設であるため。 ・不法係留対策に的確に対応するとともに、歳入の確実な徴収と経費節減を図るための取組を進める。
							24	166	43,236		9,200	272							
							25	168	44,919		9,200	1,817							
							26	170	48,034		9,463	1,620							

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
61	県土整備部	公園緑地課	富津公園（富津市）	S41	都市公園法第2条第1項に規定する都市公園。 【富津公園　概要】 開設面積：97.3ha（計画面積：108.3ha） 施設概要：ジャンボプール、屋内温水プール、テニスコート、多目的運動広場、野外劇場、キャンプ場、明治百年記念展望塔、中之島展望塔、駐車場、遊具広場、大池	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	施設内容検討	・当面現行維持とするが、公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて当該施設を市や民間に委ねる可能性についても検討する。 ・行田公園については、県が管理運営すべき公園としては小規模であること及び利用実態を踏まえて、市への移譲の可能性について検討する。	【公園施設共通・個別に掲げるものを除く】 施設の大規模修繕が必要なケースはなかった。 【富津公園】 平成24年度に、大規模修繕の実施に伴い市への移譲を試みたところ、実現には至らなかったが、引き続き移譲の可能性について検討している。		○		施設内容検討	【公園施設共通：個別に掲げる事項を除く】 ・利用者の増加や業務の効率化を図るための取組を進める。 ・公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合は、市や民間への移譲の可能性を検討する。
							24	60,632	2,714	39,239	106,459	84,202								
							25	59,303	2,104	38,781	106,459	419,675								
							26	105,001	1,719	45,703	132,249	341,906								
62			幕張海浜公園（千葉市）	S62	【幕張海浜公園　概要】 開設面積：67.9ha（計画面積：71.9ha） 施設概要：〔Aブロック〕出会いの広場、芝生広場、ふれあいのプロムナード、彫刻と緑のプロムナード、創作の広場、駐車場、〔Bブロック〕にぎわいの広場、わんぱく広場、水と緑のプロムナード、駐車場、〔Cブロック〕日本庭園「見浜園」、茶室「松籟亭」、駐車場、〔D・Eブロック〕自由広場、駐車場、〔Fブロック〕千葉マリンスタジアム、駐車場、〔Gブロック〕芝生広場、マウンテンバイクコース、駐車場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費									【幕張海浜公園】 DEブロックについては、公益財団法人日本サッカー協会が設置予定の「JFAナショナルフットボールセンター」を活用した更なる公園利用者の増加策を検討する。
							24	113,074	48,001	66,871	58,590	36,111								
							25	102,313	48,800	59,667	58,590	53,304								
							26	122,933	55,142	65,440	54,864	128,846								
63			印旛沼公園（印西市）	S56	【印旛沼公園　概要】 面積：5.3ha 施設概要：芝生広場、自由広場、ちびっこ広場、展望台、花木園、梅園	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	23,669	35		8,250	812								
							25	21,998	3		8,250	1,530								
							26	24,400	33		8,200	11,600								
64			館山運動公園（館山市）	S59	【館山運動公園　概要】 面積：25.4ha 施設概要：野球場、テニスコート、少年野球場、多目的運動場、体育館、遊歩道、アスレチック、芝生広場、遊技広場、プロムナード、駐車場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	139,792	279	18,642	49,200	2,737								
							25	143,513	206	17,860	49,200	1,733								
							26	174,136	231	20,152	52,000	11,679								
65			青葉の森公園（千葉市）	S62	【青葉の森公園　概要】 面積：53.7ha 施設概要：〔カルチャーゾーン〕公園センター（緑の相談所）、彫刻の広場、西洋庭園、県立中央博物館、生態園、芸術文化ホール、駐車場、〔ネイチャーゾーン〕里の森、はらっぱ、〔レクリエーションゾーン〕中央広場、わんぱく広場、つくしんぼの家、おはなみ広場、駐車場、〔スポーツゾーン〕野球場、陸上競技場、テニスコート、弓道場、駐車場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費									【青葉の森公園】 市が管理しているスポーツゾーンの施設について、市への移譲を早急に検討する。
							24	624,234	1,547	78,047	92,000	38,404								
							25	579,030	1,684	74,675	92,000	36,777								
							26	585,630	1,540	73,432	75,000	38,291								
66			柏の葉公園（柏市）	H2	【柏の葉公園　概要】 面積：45.0ha 施設概要：〔緑の文化ゾーン〕日本庭園(牧ヶ原園)、茶室(松柏亭)、イタリア庭園、公園センター、四季の広場、バラ園、ボート池、郷土の森、冒険の砦、レストハウス、コミュニティ体育館、ロックガーデン、駐車場、〔健康スポーツゾーン〕総合競技場(第2種公認)、テニスコート、野球場、駐車場	指定管理 24.4～29.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費									
							24	1,106,303	4,175	69,051	159,000	10,735								
							25	1,165,818	5,835	73,448	159,000	62,340								
							26	1,425,927	5,938	90,320	163,543	155,560								
67			北総花の丘公園（印西市）	H12	【北総花の丘公園　概要】 開設面積：36.1ha（計画面積：50ha） 施設概要：花と緑の文化館、芝生広場、ガーデンイベント広場、ルーラルガーデン、駐車場、野鳥観察舎、自然生態園	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	259,845	1,660	12,969	106,300	3,311								
							25	277,020	1,479	12,535	106,300	3,466								
							26	260,030	1,789	13,053	98,000	1,000								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
68	県土整備部	公園緑地課	長生の森公園（茂原市）	H14	【長生の森公園　概要】 開設面積：10.2ha（計画面積：48.2ha） 施設概要：野球場、テニスコート、ゲートボール場、駐車場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	施設内容検討	・当面現行維持とするが、公園内施設について、大規模修繕が必要になる場合は、その利用実態及び所在・近隣市町村や民間の類似施設の設置状況を踏まえ、当該施設を県有施設として維持する必要性について検討する。この際、合わせて当該施設を市や民間に委ねる可能性についても検討する。 ・行田公園については、県が管理運営すべき公園としては小規模であること及び利用実態を踏まえて、市への移譲の可能性について検討する。			○		施設内容検討	
							24	53,168	4	7,433	50,277	1,541								
							25	56,954	4	7,388	50,472	0								
							26	55,114	4	7,494	53,000	47,275								
69			行田公園（船橋市）	S52	【行田公園　概要】 面積：11.9ha 施設概要：〔東側〕芝生広場、イベント広場、レストコーナー、ワンパク広場、サイクリングロード、〔西側〕芝生広場、日本庭園、カナール	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費			【行田公園】 平成24年度に市への移譲を試みたところ、実現には至らなかったが、引き続き移譲の可能性について検討している。					【行田公園】 県が管理運営すべき公園としては小規模であること及び利用実態を踏まえ、市への移譲の可能性について検討する。	
							24	45,347	94		34,500	1,575								
							25	42,789	206		37,598	966								
							26	47,294	243		36,798	2,140								
70			蓮沼海浜公園（山武市）	S50	【蓮沼海浜公園　概要】 開設面積：38.3ha（計画面積：170.1ha） 施設概要：ウォーターガーデン、テニスコート、水の広場、蓮池ガーデンハウスマリーノ（宿泊施設）、小体育館、野球場、いこいの広場、子供の広場（マウンテンコースター、ゴーカート、変わり種自転車広場など）、展望塔、少年スポーツ広場（サッカー場、ローラースケート場）、レンタサイクル、パークゴルフ場、駐車場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費								【蓮沼海浜公園】 ・民間事業者の更なる創意工夫を活かして利用者の増加を図るため、民間事業者へのウォーターガーデンの売却を検討する。 ・利用者の安全に配慮し、老朽化した遊戯施設については、廃止も含め検討する。	
							24	88,426	33,400		53,463	5,139								
							25	100,572	33,111		53,463	4,978								
							26	98,677	36,321		55,710	72,568								
71			手賀沼自然ふれあい緑道（柏市）	H15	【手賀沼自然ふれあい緑道　概要】 開設面積：25.1ha（計画面積：32.1ha） 施設概要：遊歩道、休息施設（あずまや）	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		指定管理料	左記以外の管理運営費								
							24	775,358	132		33,975	494								
							25	793,660	120		33,975	0								
							26	787,845	116		34,000	0								
72			羽衣公園（千葉市）	S41	【羽衣公園　概要】 面積：0.6ha 施設概要：噴水池、モニュメント、広場、レストコーナー	直営			県の収入 ・使用料等		管理運営費									
							24	―	41		4,329									
							25	―	36		4,524									
							26	―	37		5,709									
73			八千代広域公園（八千代市）	H25	【八千代広域公園　概要】※H27.7一部供用開始 面積：6.0ha 施設概要：遊歩道、駐車場、八千代市総合グラウンド、八千代市立中央図書館、八千代市市民ギャラリー	直営			県の収入 ・使用料等		管理運営費							○	管理手法検討	【八千代広域公園】 指定管理者制度の導入や市による管理について早急に検討すること。
							24													
							25													
							26		4		654									
74		住宅課	千葉県県営住宅	S28	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を提供し、及び中堅所得者等に居住環境が良好な賃貸住宅を提供することにより、県民生活の安定と福祉の増進を図る。 【概要】 34市町に143団地を設置（内訳：千葉市35団地、市原市14団地、船橋市8団地、成田市7団地、銚子市5団地、松戸市5団地、野田市5団地、習志野市5団地、君津市5団地、市川市4団地、木更津市4団地、旭市4団地、我孫子市4団地、ほか21市町38団地）	管理代行 23.4～28.3 (5年)		利用者（戸）	県の収入 ・使用料等		管理代行費	管理代行費以外の管理運営費	現行維持	・公営住宅の供給は、公営住宅法により地方公共団体の責務とされていることから、今後も、県で県営住宅の適切かつ効率的な維持管理を行っていく。 ・また、管理に当たっては同法に規定する管理代行制度を活用していく。 〔留意事項〕 ・既存ストックについては、耐用年限まで可能な限り活用する。ただし、需要の少ない地域においては統合整理を進める。 ・旧特別県営住宅については市町村への移管を進める。	・県営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化の激しい住宅は戸数を整理したうえで住替先を整備、既に耐用年限を経過している住宅は廃止するなど、見直しを進めている。 また、底地が市町である旧特別県営住宅の移管については、関係市町と協議を進めている。				現行維持	・公営住宅の供給は、公営住宅法により地方公共団体の責務とされているため。 ・平成24年6月に策定した「千葉県県営住宅長寿命化計画」の中間年である平成28年度中に実態に即した見直しを行い、更なる管理戸数の縮減を図る。
							24	19,408	4,908,838		1,902,700	220,331								
							25	19,349	4,905,821		1,896,413	208,025								
							26	19,349	4,898,613		1,951,167	251,851								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
								利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
75			手賀の丘少年自然の家（柏市）	H5		指定管理 23.4～28.3 (5年)	24	59,750		9,738	82,047	1,943								
							25	59,653		9,596	83,070	441								
							26	62,724		11,158	85,750	0								
								利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
76			水郷小見川少年自然の家（香取市）	H9	団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図る。 【業務】 ①少年の団体生活訓練に関すること。 ②少年の自然観察、自然探究その他の自然に親しむ学習活動の指導に関すること。 ③少年の体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関すること。 ④少年教育指導者の研修に関すること。 ⑤その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)	24	62,462		9,034	98,513	0								
							25	59,160		8,360	98,550	1,000								
							26	60,294		8,561	101,366	756								
								利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
77	教育庁	生涯学習課	君津亀山少年自然の家（君津市）	S61		指定管理 23.4～28.3 (5年)	24	38,090		7,179	87,904	0	施設内容検討	当面現行維持とするが、現指定管理期間中に、児童生徒数の減少、利用状況、施設改修の時期等を踏まえ、今後も県立5施設体制を維持し続ける必要性の有無について検討を行う。 〔留意事項〕 利用の実態に実質的相違がないにも関わらず、設置目的及び名称が「少年自然の家」「青年の家」に分かれていることから、設置目的等の再整理について検討を行う。	・「県立青少年教育施設の今後の在り方」について、平成24年12月に教育委員会から、社会教育委員会議に諮問し、5回の審議を経て平成25年11月に「答申」が示された。 ・年少人口の減少や施設の老朽化等を踏まえ、5所体制の見直しを含む施設の将来像の検討を行っている。	○	○		施設内容検討	**児童生徒数の減少、利用状況、施設の老朽化の状況等を踏まえ、県立5施設体制を見直すこととし、次期指定管理期間中に各施設の取扱方針を決定する。**
							25	38,213		6,908	87,904	105								
							26	50,892		9,754	90,416	1,397								
								利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
78			東金青年の家（東金市）	S47	団体生活を通じて青少年の健全な育成を図る。 【業務】 ①青少年の団体生活訓練に関すること。 ②青少年の生活指導及び技術指導に関すること。 ③青少年指導者の研修に関すること。 ④その他	指定管理 23.4～28.3 (5年)	24	44,463		5,213	79,908	0								
							25	42,456		4,830	79,908	494								
							26	47,965		5,129	82,192	0								
								利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費								
79			鴨川青年の家（鴨川市）	S63		指定管理 23.4～28.3 (5年)	24	67,244		15,351	94,553	1,126								
							25	68,558		14,728	94,593	367								
							26	74,631		17,214	97,391	519								

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況							(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性		
									収入（千円）		支出（千円）		区分	内容（現行維持の場合はその理由）					区分	内容（現行維持の場合はその理由）
80	教育庁	生涯学習課	さわやかちば県民プラザ（柏市）	H8	県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資する。 【業務】 ①生涯学習に係る活動及び芸術その他の文化に係る活動のための施設の提供に関すること。②生涯学習活動等に関する情報の提供に関すること。③生涯学習活動等に関する講座、研修会等の開催に関すること。④生涯学習に係る相談に関すること。⑤生涯学習の振興に資するための調査及び研究に関すること。⑥その他	直営		利用者（人）	県の収入・使用料等		管理運営費		施設のあり方検討	・複合施設として建設されたが、現在は教育施設としてほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にあることから、稼働率が低いスペースの有効活用策を検討する。 ・上記の有効活用策を検討した上で、必要により、施設の転用も含めた抜本的な見直しについても検討を行う。	稼働率の向上を図るため、「稼働率が低いスペースの用途変更」「新規利用者開拓」「主催事業実施」「利便性向上」の4つの視点で有効活用に向けた検討を行い、語学演習室・マルチメディア室・ビデオ編集室を多目的研修室に改修するとともに、インターネットによる予約受付、メールマガジン発行、ツィッター開設等の取組を実施した。		○	○	施設のあり方検討	複合施設として建設されたが、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にあることから、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査の上、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策について幅広く検討を行う。
							24	367,937	60,459		331,736									
							25	366,536	59,763		321,804									
							26	400,394	66,531		331,653									
81			中央図書館（千葉市）	T13	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する。	直営		利用者（人）			管理運営費		施設内容検討	中央図書館の改修後を見据えた、西部図書館、東部図書館も含めた3館体制のあり方等について、今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、継続して検討を行う。	・中央図書館については、耐震強度不足及び書庫不足解消のため、耐震改修に向けて平成24年度に計画事前調査を実施したところだが、特殊な構造のため耐震改修工事は非常に困難であることが判明した。 ・県立図書館の具体的な役割と機能を見直しつつ、必要な施設整備を検討している。		○		施設内容検討	現行の県立図書館3館体制について、その役割や今後の図書館を取り巻く状況を踏まえ、機能集約化等も含め継続して検討を行う。
							24	96,585			441,627									
							25	97,755			413,158									
							26	104,306			418,931									
82			西部図書館（松戸市）	S62		直営		利用者（人）			管理運営費									
							24	203,959			244,145									
							25	200,138			217,687									
							26	192,651			220,020									
83			東部図書館（旭市）	H10		直営		利用者（人）			管理運営費									
							24	167,118			222,537									
							25	177,231			192,419									
							26	161,364			193,760									
84		指導課	総合教育センター（千葉市）	S36	教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行うとともに、県民に対し、教育に関する奉仕を行うことにより、千葉県の教育の振興に資する。 【業務】 ①教育に関する基礎的かつ実際的な調査研究に関すること。②教育関係職員の資質向上のための研修に関すること。③教育に関する資料及び情報の収集、作成及び利用に関すること。④特別支援教育の振興に資するための調査研究、研修及び教育相談に関すること。⑤情報教育の振興に資するための調査研究、研修並びに教材の収集、製作及び利用に関すること。⑥視聴覚教育の振興に資するための調査研究、研修並びに教材の収集、制作及び利用に関すること。⑦教育関係職員の研究に対する指導、助言及び援助に関すること。⑧その他	直営		利用者（人）			管理運営費		現行維持	教職員の資質向上及び学習指導のあり方等について、県としての方針・施策を企画し、研修事業及び研究事業を実施・推進する中心的な機関であるため。	—				現行維持	教職員の資質向上及び学習指導のあり方等について、県としての方針・施策を企画し、研修事業及び研究事業を実施・推進する中心的な機関であるため。
							24	78,682			898,142									
							25	81,735			845,203									
							26	82,824			890,080									
85			子どもと親のサポートセンター（千葉市）	H14	児童生徒等の社会性の育成等に関し、児童生徒等及びその保護者に対する支援、児童生徒等の育成に携わるものに対する支援等を行うことにより、児童生徒等の健全な成長に資する。 【業務】 ①児童生徒等及びその保護者に対する教育相談（特別支援教育に係るものを除く。）に関すること。②児童生徒等に対する集団での宿泊体験の実施その他の児童生徒等の社会性の育成等に資する支援プログラムの実施に関すること。③学校に対する児童生徒等の社会性の育成等に資する支援プログラムの提供その他の児童生徒等の社会性の育成等に資する取組についての支援に関すること。④教育関係職員に対する児童生徒等の社会性の育成等に関する研修に関すること。⑤児童生徒等の社会性の育成等に資する取組を行う関係者間の連携の推進に関すること。⑥児童生徒等の社会性の育成等に関する調査研究に関すること。⑦その他	直営		利用者（人）			管理運営費		現行維持	教育相談業務の強化のため、総合教育センターから分離した施設であり、相談機関として県民に定着するとともに、相談業務についても高い稼働率を維持している。また、相談業務は、長い期間にわたっての継続的なサポートが必要であり、運営主体の継続性が求められるため。	—				現行維持	教育相談業務の強化のため、総合教育センターから分離した施設であり、相談機関として県民に定着するとともに、相談業務についても高い稼働率を維持している。また、相談業務は、長い期間にわたっての継続的なサポートが必要であり、運営主体の継続性が求められるため。
							24	23,498			189,453									
							25	19,548			172,369									
							26	15,599			195,777									

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況								公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況					区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）										
86	教育庁	文化財課	中央博物館（千葉市）	H1	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行う。 【中央博物館　概要】 千葉県の中核的総合博物館として、さまざまな市民の幅広い知的ニーズに応えつつ、双方向の交流を通して、その生涯学習拠点とする。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費		施設内容検討	・当面現行維持とする。ただし、地域史と特定テーマを扱う中央博物館大利根分館・同大多喜城分館・関宿城博物館と産業科学技術をテーマとする現代産業科学館については、施設利用の活性化や施設運営の効率化の観点から、指定管理者制度の導入の可能性を引き続き検討する。 ・また、中央博物館大利根分館・同大多喜城分館については、地元市町のまちづくりや活性化施策との連携などにより、施設利用率の向上を図るとともに、中長期的には利用状況等を踏まえ、施設のあり方について引き続き検討を行うこととし、関宿城博物館と現代産業科学館については、県立博物館機能の継承を前提として、財政状況等も勘案し、地元市への移譲の可能性をあわせて検討する。		○	○	○	施設内容検討	・県民満足度の向上を図るため、現状の分散型の施設配置を見直し、博物館機能の集約化を検討する。 ・地域史と特定テーマを扱う中央博物館大利根分館、同大多喜城分館及び関宿城博物館並びに産業科学技術をテーマとする現代産業科学館については、施設利用の活性化や施設運営の効率化の観点から、指定管理者制度の導入を検討するとともに、地元市町のまちづくりや活性化施策を踏まえ、地元市町への移譲の可能性を検討する。
							24	193,443	12,140		722,348										
							25	184,059	5,000		681,719										
							26	197,601	5,709		727,276										
			中央博物館分館　海の博物館（勝浦市）	H11	【海の博物館　概要】 良好な自然環境の中で、県民が直接自然にふれ、深く学べる機会を提供する。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費										
							24	63,926	5,376		169,321										
							25	61,210	4,982		158,450										
							26	76,791	6,204		165,446										
			中央博物館分館　大利根分館（香取市）	S54	【大利根分館　概要】 東下総の地域博物館と県下全域の農村民俗資料、利根川水運等河川資料を対象とする専門館として設置。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費					・年度下半期（10.1～3.31）の休館中は学校への出前展示に取組み、教育普及事業を実施している。 ・市への移譲の可能性を検討している。 ・指定管理者制度の導入については、引き続き検討を行う。						
							24	29,046	639		45,737										
							25	36,743	458		43,628										
							26	37,811	454		42,088										
			中央博物館分館　大多喜城分館(大多喜町)	S50	【大多喜城分館　概要】 東上総地方の地域博物館と県下全域の城郭、武家等の歴史資料を対象とする専門館として設置。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費					・町への移譲の可能性を検討している。 ・指定管理者制度の導入については引き続き検討を行う。						
							24	82,801	6,607		62,913										
							25	82,292	6,302		56,723										
							26	104,330	7,259		65,026										
87			関宿城博物館（野田市）	H7	【関宿城博物館　概要】 河川とそれに関わる産業等の文化遺産の保護と県民意識の高揚を図る。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費					・市への移譲の可能性を検討している。 ・指定管理者制度の導入について引き続き検討を行う。						
							24	103,122	3,440		102,825										
							25	98,376	2,999		106,677										
							26	134,459	3,384		103,723										
88			美術館（千葉市）	S49	【美術館　概要】 千葉県ゆかりの美術資料を中心として体系的に収集、保管して後世に継続するとともに、「みる、かたる、つくる」活動により新たな知見を創造し、美術情報を発信する。さらに、この美術活動をとおして、美術を愛する人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援する。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費											
							24	156,247	11,977		160,386										
							25	0	0		206,938										
							26	34,855	6,395		281,334										
89			現代産業科学館（市川市）	H6	【現代産業科学館　概要】 科学技術と人間のかかわりを示す産業を主題として、県民の各層に科学技術に対する理解を深め、創造性を養い、かつ、生涯学習体系をふまえた自発的な学習の場を提供する。	直営		利用者（人）	県の収入 ・使用料等		管理運営費					・市への移譲の可能性を検討している。 ・指定管理者制度の導入については、引き続き検討する。						
							24	161,882	6,847		377,932										
							25	161,365	8,554		386,396										
							26	284,728	16,126		354,927										
90			房総のむら（栄町）	S61	【房総のむら　概要】 県内に所在する江戸時代後期の様式をもつ古民家のうち、地域、職業等の特色をよく示し建築史的にも価値のあるものを当時の情景も含めて再現するとともに、生活用具も収集整備し、来館者が当時の生活技術や習慣、儀礼等を直接体験を通して学び、伝統文化の継承と未来への発展に資する。	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）		指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費									
							24	278,697		18,076	326,494	19,322									
							25	268,659		16,322	340,686	8,138									
							26	248,704		17,120	412,400	5,835									

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況							(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性		
									収入（千円）		支出（千円）		区分	内容（現行維持の場合はその理由）					区分	内容（現行維持の場合はその理由）
91	教育庁	体育課	総合スポーツセンター（千葉市）	S41	県民の健康及び体力並びに競技力に関し、スポーツ科学に基づき相談及び指導を行うとともに、体育に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の健康及び体力の保持増進並びにスポーツ選手の育成及び強化を図り、もって体育の普及及び振興並びに県民の体位向上及び文化の発展に資する。 【業務】 ①体力等の測定並びにこれに基づく相談及び指導に関すること。②体育の指導者に対するスポーツ科学についての研修に関すること。③総合スポーツセンターにおける体力等の測定結果に基づく調査研究及びその成果の提供に関すること。④施設の維持、管理及び使用並びに利用者に対する技術指導に関すること⑤その他 【総合スポーツセンター　概要】 スポーツ科学センター、陸上競技場、第二陸上競技場、野球場、軟式野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場、体育館、弓道場、武道館、射撃場（＝次欄「総合スポーツセンター射撃場」「総合スポーツセンター東総運動場」）、宿泊研修所	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料	左記以外の管理運営費	現行維持	県内唯一の第一種公認の陸上競技場を持つ県内競技場の中心的施設であり、利用者数も多いため。 〔留意事項〕 耐震改修、老朽化に伴う施設改修については、多額の経費が見込まれることから、実施にあたっては計画的に行う。	・平成27年度に体育館のバリアフリー化、武道館の空調整備の設計を予定している。 ・施設改修にあたっては、優先順位をつけて計画的に実施している。				現行維持	県内唯一の第一種公認の陸上競技場を持つ県内競技場の中心的施設であり、利用者数も多いため。
							24	788,848	487	52,122	333,165	1,505								
							25	805,151	487	51,564	333,165	451								
							26	807,000	492	53,855	350,000	0								
92			総合スポーツセンター射撃場（千葉市）	S46	【射撃場　概要】 スモールボア・ライフル射場、エアライフル射場、ビームライフル射場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料		現行維持	県内唯一のライフル射撃教習所として、技術指導を行い、競技の振興や選手の育成に寄与し、各種大会の会場としても活用されているため。 〔留意事項〕 利用実態が特定団体や個人に限定されるため、適切な受益者負担の観点から、利用料金設定の妥当性を検証する。	他県の利用料金設定を確認し検証した。				現行維持	ライフル競技の振興や選手の育成に寄与し、各種大会の会場として活用されるとともに、教習射撃場として、技術講習等も行っているため。
							24	4,571	8	2,306	3,200									
							25	3,603	8	1,795	3,200									
							26	3,913	12	1,720	6,800									
93			総合スポーツセンター東総運動場（旭市）	H13	【東総運動場　概要】 陸上競技場、庭球場	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料		施設のあり方検討	地域の利用が主であることから、地域のスポーツ振興、地域住民の健康づくりの拠点として有効な活用が図れないか、施設を市に委ねる可能性について検討を行う。	市への移譲の可能性を検討している。	○	○		施設のあり方検討	地域の利用が主であることから、地域のスポーツ振興、地域住民の健康づくりの拠点として有効な活用を図るとともに、施設を市に委ねる可能性について検討を行う。
							24	185,849	46	3,093	48,090									
							25	177,958	46	2,347	48,090									
							26	198,752	56	2,948	48,600									
94			国際総合水泳場（習志野市）	H8	水泳に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の体位向上及び水泳技術の向上を図る。 【業務】 ①国際総合水泳場の施設の維持、管理及び使用 ②利用者に対する技術指導に関する事業 【水泳場　概要】 メインプール、サブプール、飛び込みプール、初心者用プール	指定管理 26.4～31.3 (5年)		利用者（人）	県の収入 ・使用料等	指定管理者の収入 ・利用料金	指定管理料		現行維持	国際基準をクリアする日本水泳連盟公認の県内唯一のプールであり、多くの利用者があるため。 〔留意事項〕 利用料金設定の妥当性の検証、施設の空きスペースの有効活用を通した収入確保等、収支改善に向けた具体的な取り組み方針を明確化する。	・利用料金設定の妥当性の検証として、専用利用の利便性を図るための方策等について検討している。 ・空きスペースの有効活用策として、現在の飲食用途から他用途への変更の可能性について検討している。				現行維持	国際基準をクリアする日本水泳連盟公認の県内唯一のプールであり、多くの利用者があるため。
							24	437,077	219	108,021	268,800									
							25	427,691	179	103,243	267,800									
							26	443,751	231	100,579	286,000									
95	企業庁	土地・施設管理課	幕張新都心地下駐車場（千葉市）	H1	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場。 【概要】 幕張新都心の道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与する。	指定管理 24.4～28.3 (4年)		利用者（人）	県の収入 ・納付金		管理運営費		現行維持	幕張新都心地区における基幹的な駐車場としての役割を果たしており、また、メッセモール（公園）と一体の施設として管理する必要があるため。	—				現行維持	幕張新都心地区における基幹的な駐車場としての役割を果たしており、また、メッセモール（公園）と一体の施設として管理する必要があるため。
							24	329,922	203,080		1,995									
							25	325,046	196,146		1,313									
							26	316,628	190,869		21,654									

	所管課		施設名	設置年	設置目的	運営状況							公の施設の見直し方針（H24.3策定）		進捗状況等 （平成27年10月末現在）	総点検の視点			新見直し方針（案）	
						運営形態	年度	利用状況等	収支の状況				区分	内容（現行維持の場合はその理由）		(1)設置の政策効果	(2)担い手の妥当性	(3)管理運営の効率性	区分	内容（現行維持の場合はその理由）
									収入（千円）		支出（千円）									
96	病院局	経営管理課	がんセンター（千葉市）	S47	県民の健康保持に必要な医療を高度で特殊な専門病院及び地域の中核的な病院において提供する。 【がんセンター　業務】 ①がんに関する医療の提供 ②がんに関する実態の究明及び医療技術の研究開発 ③がんに関する医療技術者の研修その他がん対策に必要な業務	直営		延入院患者数	県の収入 ・使用料等		管理運営費		現行維持	病院事業は、平成16年度に地方公営企業法を全部適用し、経営改善に努めた結果、22年度には黒字化を達成しており、当面は現行の運営形態の更なる活用により、診療体制の充実及び経営の安定化を図る。 〔留意事項〕 ・将来的な運営形態のあり方については、他県等の自治体病院の動向等を踏まえ、引き続き検討を行う。 ・県立病院が担ってきた地域完結型の一般医療については、新たな医療提供体制の枠組みへの再構築を進める。	・県民の健康保持に必要な医療を継続的に提供するため、現在、第3次中期経営計画（平成24年3月策定）に基づき、経営改善に努めている。 ・これまで地域完結型の一般医療を提供してきた東金病院については、地元市町設立の地方独立行政法人により東千葉メディカルセンターが開設され、機能の引継ぎを完了したことから、平成25年度末を持って閉院した。				現行維持	全県を対象とする高度、専門医療を安定的に提供していくため、当面の間は現行の運営形態を維持するものとする。 ただし、以下の諸点に留意すること。 ・平成22年度以降、収支は黒字傾向にあるものの、一般会計からの繰出金が多額にのぼっていることから、このような状況を踏まえた上で、今後も医業収益の増加、経費の節減に努め、経営安定化・収支改善に向けた取組みを進める。 ・県立病院が担ってきた地域完結型の一般医療については、新たな医療提供体制の枠組みの再構築を進める。 ・将来的な運営形態のあり方については、他県等の自治体病院の動向等を踏まえ、引き続き検討を行う。 ・がんセンターについては、第三者検証委員会報告を踏まえ、県民の信頼を回復し、良質で安全・安心な医療を提供できるよう努める。
							24	103,948	14,024,824		12,435,204									
							25	101,610	14,432,923		12,862,754									
							26	97,532	13,946,045		13,312,258									
								延外来患者数												
							24	144,644												
							25	144,361												
							26	142,133												
97			救急医療センター（千葉市）	S55	【救急医療センター　業務】 ①救命救急医療の提供 ②救急医療に関する医療技術者の研修その他救急医療に必要な業務	直営		延入院患者数	県の収入 ・使用料等		管理運営費										
							24	29,052	5,225,795		4,846,664									
							25	27,666	4,880,499		4,886,876									
							26	27,746	5,105,834		5,122,461									
								延外来患者数												
							24	10,192												
							25	9,545												
							26	9,197												
98			精神科医療センター（千葉市）	S60	【精神科医療センター　業務】 ①精神障害に関する救急医療の提供 ②精神障害に関する医療技術者の研修その他精神科医療に必要な業務	直営		延入院患者数	県の収入 ・使用料等		管理運営費										
							24	17,299	1,732,552		1,433,328									
							25	16,899	1,658,414		1,462,703									
							26	16,788	1,588,421		1,494,812									
								延外来患者数												
							24	35,467												
							25	34,870												
							26	34,047												
99			こども病院（千葉市）	S63	【こども病院　業務】 ①小児疾患に関する医療及び周産期医療の提供 ②小児疾患に関する医療技術者の研修その他小児医療及び周産期医療に必要な業務	直営		延入院患者数	県の収入 ・使用料等		管理運営費										
							24	59,946	9,226,963		8,363,228									
							25	58,213	9,122,619		8,613,383									
							26	55,740	9,720,545		9,300,093									
								延外来患者数												
							24	79,838												
							25	80,600												
							26	83,625												
100			循環器病センター（市原市）	H10	【循環器病センター　業務】 ①循環器疾患その他疾患に関する医療、リハビリテーション医療及び救急医療の提供 ②医療技術者の研修その他医療の提供に必要な業務	直営		延入院患者数	県の収入 ・使用料等		管理運営費										
							24	61,656	6,813,758		7,710,799									
							25	64,881	7,412,547		7,854,413									
							26	63,782	8,487,055		8,468,308									
								延外来患者数												
							24	78,059												
							25	83,126												
							26	89,746												
101			佐原病院（香取市）	S30	【佐原病院　業務】 ①脳疾患その他の疾患に関する医療及び救急医療の提供 ②医療技術者の研修その他医療の提供に必要な業務	直営		延入院患者数	県の収入 ・使用料等		管理運営費										
							24	68,989	5,075,174		5,044,825									
							25	64,064	4,827,276		5,077,657									
							26	58,553	4,674,885		5,279,240									
								延外来患者数												
							24	135,602												
							25	131,861												
							26	120,627												